

旭川市感染リスク低減協力支援金（飲食店等向け） よくある質問（Q&A）

令和2年5月29日更新

※当Q&Aでは、北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」を「北海道支援金」、「旭川市感染リスク低減協力支援金」を「旭川市支援金」といいます。

1 【制度概要について】

No.	質問	回答
1-①	旭川市支援金の対象となる事業者を教えてください。	北海道支援金の対象外となっている「酒類を提供しない飲食店」及び「酒類の提供をしているが、以前から19時以降の営業を行っていない飲食店」のうち、2つ以上の感染防止対策の取組を実施する事業者に対し、旭川市が独自に支援金を給付します。
1-②	旭川市支援金の申請先がわかりません。窓口を持参しても良いですか。	感染拡大防止の観点から、申請は郵送を基本とします。申請書は市ホームページからダウンロードしていただくか、次の場所に書類を設置していますので、いずれかの方法で入手していただき、必要書類を添付の上、担当まで提出してください。 ・旭川市役所第三庁舎 玄関内（旭川市6条通10丁目） ・道の駅あさひかわ24時間トイレ側出入口（旭川市神楽4条6丁目）
1-③	旭川市支援金の条件である感染防止対策とは、どんなことを実施すれば良いですか。	3つの密（密閉・密集・密接）の防止や飛沫感染・接触感染の防止等、いくつかの取組を実施していただくことが必要となります。詳細は、旭川市支援金申請の手引きⅡ-3を御覧ください。また、一般社団法人すすきの観光協会が発行している「新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」も御参照ください。
1-④	旭川市支援金は感染防止対策を講じることが条件になっていますが、休業した場合は対象になりますか。	一時的に休業する場合は給付対象となりますが、基準日（6月1日）までに廃業した場合や、数年前から休業しているなど経営の実態がないと見られる場合は旭川市支援金の対象とはなりません。
1-⑤	複数の店舗を営んでいる場合、全ての店舗で感染防止対策の取組をする必要がありますか。	対象となる旭川市内全ての店舗において感染防止対策を講じることが必要です。

No.	質問	回答
1-⑥	市内に複数店舗を営している場合、店舗数分の旭川市支援金がもらえますか。	複数店舗を営している場合でも、1事業者につき10万円となります。
1-⑦	道内で店舗を複数営しており、他市町村の店舗でも独自支援金等の給付対象となっていますが、その場合も旭川市支援金の対象となりますか。	他市町村で給付対象となっている場合についても、旭川市支援金の要件を満たしている場合は給付対象となります。

2【申請要件・手続・支払関係について】

No.	質問	回答
2-①	旭川市支援金の申請にはどのような書類が必要ですか。	申請書、誓約書のほか、直近の確定申告書など営業を行っていることが分かる書類、飲食店営業許可証等の写し、感染防止対策の取組が分かる写真等が必要となります。詳細は、「旭川市支援金申請の手引き」を御確認ください。
2-②	旭川市支援金はオンラインでの申請が可能ですか。	オンラインでの申請は対応しておりません。郵送による受付となります。
2-③	申請方法は郵送のみとのことですが、窓口で記入の仕方を相談することは可能ですか。	感染拡大防止の観点から、来庁は御遠慮いただき、電話での相談をお願いします。(担当：旭川市経済交流課 0166-73-9850)
2-④	旭川市支援金の対象となる酒類提供無しの飲食店を営していますが、誤って北海道に申請をしてしまいました。	北海道に申請取り下げの御連絡の上、お手数ですが、旭川市支援金の申請をお願いします。
2-⑤	旭川市支援金は、どれくらいで振り込まれますか。	旭川市支援金は申請書の受付後、2週間程度での給付を予定しております。書類に不備等がある場合は確認作業等で遅れる場合がありますので、不備がないよう御確認の上提出してください。
2-⑥	休業や営業時間短縮を知らせる張り紙を携帯電話で撮影しましたが、プリンターを持っておらず印刷ができません。	コンビニエンスストア又は家電量販店等に、携帯電話の画像を印刷する機械がありますので、そちらで印刷をお願いします。
2-⑦	振込先を当座預金としたいのですが、通帳がないので何を提出すれば良いのでしょうか。	当座預金の取引明細書(口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるもの。)の写し等を御提出ください(預金取引の内容は塗りつぶして構いません。)
2-⑧	振込先をネットバンキングにしたいのですが、通帳がないので何を提出すれば良いのでしょうか。	口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるキャッシュカードの写しやログイン画面の写し等を御提出ください。

No.	質問	回答
2-⑨	振込先の口座に制限はありますか。	振込先については、申請者本人名義の口座である必要があります。 法人で申請される場合、振込先口座の名義は申請者と同一である必要があるため、法人名義の預金口座がない場合は開設した後、申請してください。 個人事業者の場合、例えば申請者の配偶者の口座等、申請者本人以外のものを設定することはできません。

3【対象事業者の詳細について】

No.	質問	回答
3-①	酒類の提供がある、ないはどのように判断すれば良いですか。	酒類の提供があるとは、メニューに掲載されていて注文があればいつでも提供できる用意があるなど、恒常的に酒類の提供を行っているといみなされる場合を指します。
3-②	普段から19時より前に閉店する酒類を提供する飲食店の場合、対象になりますか。	旭川市支援金の対象施設となります。
3-③	酒類を提供しないカラオケ喫茶は対象になりますか。	北海道支援金の対象となる場合旭川市支援金は対象外となりますが、北海道支援金の対象とならない場合は、旭川市支援金の対象となります。
3-④	旭川市外に居住の個人事業主が、旭川市内に店舗がある飲食店を営業している場合、対象となりますか。	旭川市内全ての店舗が旭川市支援金の給付要件を満たしている場合は対象となります。
3-⑤	スーパーやコンビニエンスストアでイートインスペースがある場合、対象になりますか。	旭川市支援金の対象外となります。ただし、スーパーマーケットの店舗内に独立して営業する飲食店・喫茶店がイートインスペースの使用を前提に飲食等を提供する場合は対象となります。
3-⑥	出前専門の弁当販売やテイクアウト専門の飲食店は対象となりますか。	店舗内（屋内）に飲食可能なテーブルや椅子が常時設置されている施設で税率10%で提供している飲食店が対象となるため、出前専門店やテイクアウト専門店は対象となりません。
3-⑦	19時までの営業で酒類を提供していない飲食店ですが、道の休業要請期間終了以後、酒類の提供をはじめるとの予定の場合は対象となりますか。	19時までの営業であれば対象となります。ただし、営業時間の変更等により19時以降も営業することとなる場合は対象外となります。

No.	質問	回答		
3-⑧	店舗の一角にイートインスペースがあり、イートインスペースにおいて感染防止対策を行った場合、対象になりますか。	<p>酒類の提供がない飲食店又は酒類の提供をしているが、以前から19時以降の営業をしていない飲食店のうち飲食店、喫茶店又は菓子製造業の営業許可を有し、店舗内（屋内）に飲食可能なテーブルやイスが常時設置されている店舗において、そこで飲食させることを目的として商品を税率10%で提供し、かつ感染防止対策の取組を実施した場合は給付対象となります。</p> <p>対象となる店舗、対象とならない店舗の例として次のようなものがあります。</p> <table border="1" data-bbox="1108 483 2038 699"> <tr> <td data-bbox="1108 483 2038 571"> <p>【対象となる例】 イートインのある菓子・パン店、フードコート内の飲食店 等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 571 2038 699"> <p>【対象とならない例】 ※次の店舗は原則として税率に関係なく対象外 コンビニエンスストア、イートインのない菓子・パン店 移動販売車、露天商、宅配・テイクアウト専門店 等</p> </td> </tr> </table>	<p>【対象となる例】 イートインのある菓子・パン店、フードコート内の飲食店 等</p>	<p>【対象とならない例】 ※次の店舗は原則として税率に関係なく対象外 コンビニエンスストア、イートインのない菓子・パン店 移動販売車、露天商、宅配・テイクアウト専門店 等</p>
<p>【対象となる例】 イートインのある菓子・パン店、フードコート内の飲食店 等</p>				
<p>【対象とならない例】 ※次の店舗は原則として税率に関係なく対象外 コンビニエンスストア、イートインのない菓子・パン店 移動販売車、露天商、宅配・テイクアウト専門店 等</p>				
3-⑨	19時以降も営業して酒類の提供をしている店舗で、北海道の休業要請期間中自粛をせず北海道支援金の申請をしていないが、今回19時までの営業時間短縮とした場合対象となりますか。	酒類を提供している店舗については、北海道支援金の対象外となる以前から営業時間が19時までであることが条件のため、今回、感染リスク低減のため19時までの時短営業とした場合でも対象外となります。ただし、北海道支援金の申請をせず、今後継続して19時までの営業に変更する場合は個別にご相談ください。		
3-⑩	北海道支援金の対象になる施設（スナックなど）と、旭川市支援金の対象になる施設（酒類の提供のない喫茶店など）を営んでいる場合、申請はどちらにすれば良いですか。	北海道支援金の対象となる施設を営む場合は、北海道への申請が必要となります。そのほかに旭川市支援金の対象施設も営んでいる場合は、別途旭川市に申請いただき、要件を満たしていれば旭川市支援金も給付対象となります。		
3-⑪	同一区画（フロア）内で北海道支援金の対象となる土産物店と飲料を提供する喫茶店を営んでいるのですが、この場合はどちらも対象となりますか。	土産物店については、休業等要請期間中閉鎖することで北海道支援金の対象となり、喫茶店も要件を満たせば旭川市支援金の対象となりますが、同一事業者が同一施設内で異なる事業を行っている場合については、原則としていずれかのみ申請となります。		

No.	質問	回答
3-⑫	同一事業者が同じ店舗内において日中は喫茶店、夜はバーを 経営している場合は、北海道支援金及び旭川支援金のどちら も対象となりますか。	同一事業者が同一施設内で異なる事業を行っている場合については、原則と していずれかのみ申請となります。
3-⑬	ホテルの宿泊者のみを対象とした酒類を提供しない食堂を経 営しているのですが、この場合旭川市支援金の対象となりま すか。	特定の者のみを対象とする場合は、旭川市支援金の対象外となります。 (対象外の例：ホテルの宿泊者、介護施設の入居者、会社の社員のみを対象 とする場合など) 恒常的に一般の客（不特定多数）が利用できる場合は対象となります。